

## ○高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則

平成5年3月25日  
規則第11号

高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則  
高松市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則(昭和47年高松市規則第12号)の全部を改正する。  
(趣旨)

第1条 この規則は、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例(平成5年高松市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(減量計画等)

第2条 条例第10条の規定による市長が一般廃棄物の減量に関する計画の作成等を指示することができる事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業の用に供する延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の所有者、占有者又は管理者
- (2) その他市長が一般廃棄物の減量を図るため特に必要と認める者  
(指定収集袋の様式)

第2条の2 条例第12条第1項に規定する指定収集袋は、様式第1号によるものとする。

(条例別表第1第2号の手数料額の適用に係る一般廃棄物の種類及び施設)

第2条の3 条例別表第1第2号に規定する規則で定める一般廃棄物の種類は条例第7条第1項に規定する実施計画において収集区分として定める缶・びん・ペットボトルに該当するものとし、同号の規則で定める施設は高松市南部クリーンセンターとする。

(臨時に処理する家庭系一般廃棄物の処理手数料の額)

第3条 条例別表第2の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(臨時に処理する家庭系一般廃棄物の処理手数料の納付方法等)

第3条の2 条例第13条第2項第3号の一般廃棄物処理手数料は、市長又は市長がその収納を委託した者に納付するものとする。

2 条例第12条第3項の規定により臨時に家庭系一般廃棄物を排出しようとする者は、前項の規定による納付の際、臨時・粗大ごみ処理シール(様式第1号の2)の交付を受け、その一部を当該家庭系一般廃棄物にちょう付しなければならない。

3 条例第12条第3項の規定により臨時に特定家庭用機器廃棄物を排出しようとする者は、特定家庭用機器再商品化法施行規則(平成12年厚生省・通商産業省令第1号)第7条に規定する書面を市長に引き渡すものとする。

(一般廃棄物の処理手数料の減免)

第4条 条例第14条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、高松市一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第1号の3)を市長に提出して許可を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業等の許可申請)

第5条 条例第15条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 高松市一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第2号)
- (2) 一般廃棄物処分業 高松市一般廃棄物処分業許可申請書(様式第3号)
- (3) 浄化槽清掃業 高松市浄化槽清掃業許可申請書(様式第4号)

2 条例第15条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、高松市一般廃棄物処理事業範囲変更許可申請書(様式第5号)を市長に提出して許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第6条 市長は、法令に定めがあるもののほか、前条の規定による申請が条例第7条第1項に規定する一般廃棄物処理計画の実施計画に適合し、当該申請者が業務を遂行するために必要な設備、器材、人員及び財政的基盤を有し、かつ、相当の知識経験を有する者であると認める場合に限り、許可期限、取り扱う一般廃棄物の種類、区域その他の必要な条件を付けて許可するものとする。

(許可書の交付)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による許可をしたときは、次の各号に掲げる業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める許可書を交付するものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 高松市一般廃棄物収集運搬業許可書(様式第6号)
- (2) 一般廃棄物処分業 高松市一般廃棄物処分業許可書(様式第7号)
- (3) 浄化槽清掃業 高松市浄化槽清掃業許可書(様式第8号)

2 市長は、第5条第2項の規定による許可をしたときは、高松市一般廃棄物処理事業範囲変更許可書(様式第9号)を交付するものとする。

3 第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者並びに浄化槽清掃業者(以下これらを「業者」という。)は、一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、運搬車の車体の両側面に、本市の一般廃棄物処理業の許可を受けた旨及び許可番号を見やすいように表示しなければならない。この場合においては、大きさが縦横それぞれ5センチメートル以上で、かつ、識別しやすい色の文字及び数字を用いなければならない。

(業者の遵守事項)

第8条 業者は、業務の遂行については、法令に定める基準等に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 前条第1項及び第2項の許可書を第三者に譲渡し、又は貸与しないこと。

(2) 業務を第三者に委託しないこと。

(3) 災害及び感染症の発生の際には、市長の指示に従い、業務を行うこと。

(4) 市民サービスに努めること。

(5) その他市長の指示に従うこと。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、業者が前条の規定に違反したときは、その許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(廃業等の届出)

第10条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、その業務の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の6第1項各号に掲げる事項を変更したときは、その日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 浄化槽清掃業者は、第5条第1項第3号の申請書その他関係書類の記載事項を変更したとき、又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第38条各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(検査)

第11条 市長は、業者の使用する車両、施設及び器材について毎年定期的又は臨時に検査するものとする。

2 業者は、前項の規定による検査に合格しない車両、施設又は器材を使用してはならない。

(報告)

第12条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、その許可に関する業務の実績その他市長が必要と認める事項について、毎月市長に報告しなければならない。

(審議会の委員)

第13条 条例第17条に規定する高松市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(審議会の組織)

第14条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、環境局環境総務課において行う。

(リサイクル推進員)

第17条 市長は、一般廃棄物の適正な処理及び再生利用の促進のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の8の規定による廃棄物減量等推進員として、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と見識を有する者のうちから、高松市リサイクル推進員を委嘱する。

2 高松市リサイクル推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(清掃業務指導員)

第18条 市長は、業者の指導及び検査並びに一般廃棄物の分別、排出等の指導を行うため、清掃業務指導員を置く。

2 清掃業務指導員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 清掃業務指導員は、その職務に従事するときは、常に清掃業務指導員証(様式第10号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(条例附則第11項の適用に係る施設)

2 条例附則第13項第1号及び第2号の規則で定める施設は高松市牟礼環境美化センターとし、同項第3号及び第4号の規則で定める施設は高松市庵治清掃工場とし、同項第5号から第7号までの規則で定める施設は高松市香川環境センターとする。

附 則(平成6年3月28日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成8年4月1日規則第19号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月29日規則第53号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年7月14日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日規則第9号)

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日規則第70号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第28号)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際別に辞令を発せられないときは、現に環境部環境総務課副主幹及び主査に補されている者で同課産業廃棄物対策室勤務のものは、それぞれ環境部廃棄物指導課副主幹及び主査に、環境部環境総務課副主幹に補されている者で同課新清掃工場整備室勤務のものは、環境部環境政策課副主幹に、高松地区広域市町村圏振興事務組合に派遣されている環境部環境総務課主幹、副主幹及び主査に補されているものは、それぞれ環境部環境政策課主幹、副主幹及び主査に、環境部リサイクル推進課副主幹に補されている者で同課施設第二係勤務の者は、環境部環境政策課副主幹に、環境部リサイクル推進課主査に補されている者で同課適正処理対策室勤務の者は、環境部環境業務課主査に、環境部クリーン事業課長補佐、副主幹及び主査に補されている者は、それぞれ環境部環境業務課長補佐、副主幹及び主査に補されたものとし、現に環境部環境総務課勤務の者及び高松地区広域市町村圏振興事務組合に派遣されている環境総務課勤務の者は、環境部環境政策課勤務を、環境部リサイクル推進課適正処理対策室、管理係及びリサイクル係勤務の者は、環境部環境業務課勤務を、環境部リサイクル推進課施設第二係勤務の者は、環境部環境政策課勤務を、環境部クリーン事業課勤務の者は、環境部環境業務課勤務を命ぜられたものとする。

附 則(平成16年8月9日規則第47号)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第17条、様式第2号及び様式第3号の改正規定は公布の日から、第2条の次に1条を加える改正規定、第3条の2第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(「(様式第1号)」を「(様式第1号の2)」に改める部分に限る。)、第4条の改正規定及び様式第1号の2を様式第1号の3とし、様式第1号を様式第1号の2とし、別表の次に1様式を加える改正規定は同年9月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に処理の申出を行うものについて適用し、同日前に処理の申出を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月21日規則第150号)

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則(平成18年2月16日規則第50号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条第3号及び様式第2号から様式第5号までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第7条第3項の規定による表示をしている運搬車については、改正後の第7条第3項及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年11月22日規則第80号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に処理の申出を行うものについて適用し、同日前に処理の申出を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月31日規則第26号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月22日規則第51号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に処理の申出を行うものについて適用し、同日前に処理の申出を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月31日規則第32号)  
(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(辞令を発せられない職員の配置換え)

2 この規則の施行の際別に辞令を発せられないときは、現に市民政策部企画課企画担当課長補佐、企画員及び主査を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局政策課企画担当課長補佐、企画員及び主査を、現に市民政策部交通政策課総務係長及び主査を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局コンパクト・エコシティ推進部交通政策課総務係長及び主査を、現に市民政策部交通政策課交通安全対策室長を命ぜられている者は、市民政策局地域政策課交通安全対策室長を、現に市民政策部交通政策課主任主事を命ぜられている者は、市民政策局地域政策課主任主事を、現に市民政策部地域政策課主幹兼地域政策課市民協働推進室長及び地域政策課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局地域政策課主幹兼地域政策課市民協働推進室長及び地域政策課長補佐を、現に市民政策部地域政策課地域振興係長、副主幹兼消費生活係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局地域政策課地域振興係長、副主幹兼消費生活係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に市民政策部市民やすらぎ課長補佐を命ぜられている者は、市民政策局市民やすらぎ課長補佐を、現に市民政策部市民やすらぎ課副主幹兼墓園係長、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民やすらぎ課副主幹兼墓園係長、主任主事、主任技師及び技師を、現に市民政策部市民課長及び市民課長補佐市民サービスセンター所長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民課長及び市民課長補佐市民サービスセンター所長事務取扱を、現に市民政策部市民課副主幹兼管理係長、戸籍係長、副主幹兼住民係長、副主幹兼証明係長、副主幹兼国民年金係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民課副主幹兼管理係長、戸籍係長、副主幹兼住民係長、副主幹兼証明係長、副主幹兼国民年金係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に市民政策部人権啓発課長を命ぜられている者は、市民政策局人権啓発課長を、現に市民政策部人権啓発課副主幹、主査、主任主事及び主任技師を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局人権啓発課副主幹、主査、主任主事及び主任技師を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局国際文化振興課副主幹兼文化振興係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化芸術振興課副主幹兼文化振興係長、主任主事及び主事を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課長補佐を命ぜられている者は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課長補佐を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課副主幹兼スポーツ係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課副主幹兼スポーツ係長、主査、主任主事及び主事を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課主幹美術課長補佐事務取扱を命ぜられている者は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部美術館美術課主幹美術課長補佐事務取扱を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼塩江美術館業務係長、主査及び主任主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部美術館美術課副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼塩江美術館業務係長、主査及び主任主事を、現に総務部秘書課主査及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局秘書課主査及び主事を、現に総務部総務課長及び総務課情報公開室長を命ぜられている者は、それぞれ総務局総務課長及び総務課情報公開室長を、現に総務部総務課行政係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局総務課行政係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主事を、現に総務部人事課長補佐及び人事課行政改革推進室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ総務局人事課長補佐及び人事課行政改革推進室長補佐を、総務部人事課人材育成係長、給与係長、職員厚生係長、副主幹兼行政改革推進室行政改革推進係長、保健師長、主査、主任主事及び主事を命ぜ

られている者は、それぞれ総務局人事課人材育成係長、給与係長、職員厚生係長、副主幹兼行政改革推進室行革推進係長、保健師長、主査、主任主事及び主事を、現に総務部危機管理課副主幹(防災対策担当)を命ぜられている者は、総務局危機管理課副主幹(防災対策担当)を命ぜられたものとし、現に総務部危機管理課主査を命ぜられている者は、総務局危機管理課主査を、現に総務部情報政策課副主幹兼情報化推進係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局情報政策課副主幹兼情報化推進係長、主査、主任主事及び主事を、現に総務部広聴広報課主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局広聴広報課主査、主任主事及び主事を、現に財務部財政課長補佐を命ぜられている者は、財政局財政課長補佐を、現に財務部財政課主計員を命ぜられている者は、財政局財政課主計員を、現に財務部契約監理課長補佐を命ぜられている者は、財政局契約監理課長補佐を、現に財務部契約監理課検査担当課長補佐、副主幹兼契約政策係長、工事契約係長、副主幹兼物品契約係長、主査及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局契約監理課検査担当課長補佐、副主幹兼契約政策係長、工事契約係長、副主幹兼物品契約係長、主査及び主事を、現に財務部財産活用課長補佐守衛係長事務取扱を命ぜられている者は、財政局財産活用課長補佐守衛係長事務取扱を、現に財務部財産活用課副主幹兼自動車管理係長、副主幹兼車庫長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主任守衛を命ぜられている者は、それぞれ財政局財産活用課副主幹兼自動車管理係長、副主幹兼車庫長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主任守衛を、現に財務部納税課債権回収室長、納税課長補佐及び納税課債権回収室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部納税課債権回収室長、納税課長補佐及び納税課債権回収室長補佐を、現に財務部納税課税制係長、副主幹兼納税推進係長、特別滞納整理係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部納税課税制係長、副主幹兼納税推進係長、特別滞納整理係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に財務部市民税課長補佐を命ぜられている者は、財政局税務部市民税課長補佐を、現に財務部市民税課副主幹兼市民税第一係長、副主幹兼市民税第三係長、副主幹兼法人係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部市民税課副主幹兼市民税第一係長、副主幹兼市民税第三係長、副主幹兼法人係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に財務部資産税課長補佐を命ぜられている者は、財政局税務部資産税課長補佐を、現に財務部資産税課副主幹兼土地係長、副主幹兼管理係長、副主幹兼償却資産係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部資産税課副主幹兼土地係長、副主幹兼管理係長、副主幹兼償却資産係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部健康福祉総務課長補佐及び健康福祉総務課長補佐総務係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局健康福祉総務課長補佐及び健康福祉総務課長補佐総務係長事務取扱を、現に健康福祉部健康福祉総務課副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局健康福祉総務課副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部介護保険課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局介護保険課長補佐を、現に健康福祉部介護保険課副主幹兼管理係長、副主幹兼資格賦課係長、副主幹兼相談指導係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局介護保険課副主幹兼管理係長、副主幹兼資格賦課係長、副主幹兼相談指導係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部国保・高齢者医療課長、国保・高齢者医療課主幹及び国保・高齢者医療課長補佐管理係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局国保・高齢者医療課長、国保・高齢者医療課主幹及び国保・高齢者医療課長補佐管理係長事務取扱を、現に健康福祉部国保・高齢者医療課副主幹兼国保資格賦課係長、国保給付係長、副主幹、看護主任、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局国保・高齢者医療課副主幹兼国保資格賦課係長、国保給付係長、副主幹、看護主任、主任主事及び主事を、現に健康福祉部福祉事務所障がい福祉課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所障がい福祉課長補佐を、現に健康福祉部福祉事務所障がい福祉課副主幹兼生活支援係長、副主幹兼医療係長、主査、主任主事、主任保健師及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局福祉事務所障がい福祉課副主幹兼生活支援係長、副主幹兼医療係長、主査、主任主事、主任保健師及び主事を、現に健康福祉部福祉事務所長寿福祉課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所長寿福祉課長補佐を、現に健康福祉部福祉事務所長寿福祉課施設福祉係長、主査、保健師長、主任主事、主任保健師及び主事を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所生活福祉課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所生活福祉課長補佐を、現に健康福祉部福祉事務所生活福祉課管理係長、保護第一係長、副主幹兼保護第二係長、副主幹兼保護第四係長、保護第五係長、副主幹兼保護第六係長、相談支援係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局福祉事務所生活福祉課管理係長、保護第一係長、副主幹兼保護第二係長、副主幹兼保護第四係長、保護第五係長、副主幹兼保護第六係長、相談支援係長、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所子育て支援課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局こども未来部福祉事務所子育て支援課長補佐を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所子育て支援課子育て企画係長、副主幹兼放課後支援係長、副主幹、保健師長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所子育て支援課子育て企画係長、副主幹兼放課後支援係長、副主幹、保健師長、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所こども家庭課長、こども家

庭課長補佐及びこども家庭課長補佐家庭支援係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所こども家庭課長、こども家庭課長補佐及びこども家庭課長補佐家庭支援係長事務取扱を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所こども家庭課副主幹兼こども医療係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所こども家庭課副主幹兼こども医療係長、主任主事及び主事を、現に健康福祉部こども未来局こども園運営課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局こども未来部こども園運営課長補佐を、現に健康福祉部こども未来局こども園運営課施設係長、副主幹、主査、主任主事、主任栄養士、主事及び保育士を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部こども園運営課施設係長、副主幹、主査、主任主事、主任栄養士、主事及び保育士を、現に健康福祉部こども未来局こども園運営課勤務を命ぜられている者は、健康福祉局こども未来部こども園運営課勤務を、現に健康福祉部保健所保健対策課感染症対策室長、保健対策課地域医療対策室長及び保健対策課感染症対策室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健対策課感染症対策室長、保健対策課地域医療対策室長及び保健対策課感染症対策室長補佐を、現に健康福祉部保健所保健対策課副主幹兼総務係長、副主幹兼医務係長、保健師長、主査、主任主事及び主任保健師を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健対策課副主幹兼総務係長、副主幹兼医務係長、保健師長、主査、主任主事及び主任保健師を、現に健康福祉部保健所生活衛生課長、生活衛生課長補佐及び生活衛生課食肉衛生検査所長を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所生活衛生課長、生活衛生課長補佐及び生活衛生課食肉衛生検査所長を、現に健康福祉部保健所生活衛生課環境衛生係長、食品衛生係長、薬事衛生係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師、主任薬剤員、技師及び薬剤員を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所生活衛生課環境衛生係長、食品衛生係長、薬事衛生係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師、主任薬剤員、技師及び薬剤員を、現に健康福祉部保健所保健センター副センター長を命ぜられている者は、健康福祉局保健所保健センター副センター長を、現に健康福祉部保健所保健センター精神保健係長、栄養係長、保健師長、主査、主任主事、主任栄養士、主任保健師、主任看護師、主事、保健師及び栄養士を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健センター精神保健係長、栄養係長、保健師長、主査、主任主事、主任栄養士、主任保健師、主任看護師、主事、保健師及び栄養士を、現に健康福祉部保健所地域包括支援センター長及び地域包括支援センター副センター長を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所地域包括支援センター長及び地域包括支援センター副センター長を、現に健康福祉部保健所地域包括支援センター副主幹兼総務係長、包括支援係長、介護予防係長、保健師長、看護主任、主任主事、主任保健師、主任技師及び保健師を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所地域包括支援センター副主幹兼総務係長、包括支援係長、介護予防係長、保健師長、看護主任、主任主事、主任保健師、主任技師及び保健師を、現に環境部環境総務課地球温暖化対策室長を命ぜられている者は、環境局環境総務課地球温暖化対策室長を、現に環境部環境総務課総務企画係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境総務課総務企画係長、主任主事及び主事を、現に環境部環境保全推進課副主幹兼環境活動推進係長、副主幹兼資源循環係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境保全推進課副主幹兼環境活動推進係長、副主幹兼資源循環係長、主査、主任主事及び主事を、現に環境部環境指導課長、環境指導課長補佐及び環境指導課適正処理対策室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境指導課長、環境指導課長補佐及び環境指導課適正処理対策室長補佐を、現に環境部環境指導課廃棄物指導係長、副主幹兼適正処理対策室適正指導係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境指導課廃棄物指導係長、副主幹兼適正処理対策室適正指導係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に環境部環境業務課長、環境業務課業務長及び環境業務課業務長補佐を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境業務課長、環境業務課業務長及び環境業務課業務長補佐を、現に環境部環境業務課副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹兼業務第三係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹兼戸別収集係長、副主幹、主査、主任技師、主事及び技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境業務課副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹兼業務第三係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹兼戸別収集係長、副主幹、主査、主任技師、主事及び技師を、現に環境部南部クリーンセンター所長、南部クリーンセンター所長補佐及び南部クリーンセンター所長補佐業務係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ環境局南部クリーンセンター所長、南部クリーンセンター所長補佐及び南部クリーンセンター所長補佐業務係長事務取扱を、現に環境部南部クリーンセンター主任主事を命ぜられている者は、環境局南部クリーンセンター主任主事を、現に環境部西部クリーンセンター所長補佐及び環境部西部クリーンセンター所長補佐陶最終処分場長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ環境局西部クリーンセンター所長補佐及び環境部西部クリーンセンター所長補佐陶最終処分場長事務取扱を、現に環境部西部クリーンセンター副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局西部クリーンセンター副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を、現に環境部衛生処理センター副所長補佐を命ぜられている者は、環境局衛生処理センター副所長補佐を、現に環境部衛生処理センター副主幹兼管理係長、副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹、主任主事及び主任技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局衛生処

理センター副主幹兼管理係長、副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹、主任主事及び主任技師を、現に産業経済部商工労政課長補佐を命ぜられている者は、創造都市推進局産業経済部商工労政課長補佐を、現に産業経済部商工労政課労政係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部商工労政課労政係長、主任主事及び主事を、現に産業経済部観光振興課長補佐を命ぜられている者は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課長補佐を、現に産業経済部観光振興課副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に産業経済部農林水産課長、農林水産課長補佐及び農林水産課長補佐水畜産係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部農林水産課長、農林水産課長補佐及び農林水産課長補佐水畜産係長事務取扱を、産業経済部農林水産課副主幹兼農林計画係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師、主事及び技師を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部農林水産課副主幹兼農林計画係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師、主事及び技師を、現に産業経済部土地改良課長、土地改良課地籍調査室長及び土地改良課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部土地改良課長、土地改良課地籍調査室長及び土地改良課長補佐を、現に産業経済部土地改良課副主幹兼土地改良第二係長、副主幹兼管理係長、副主幹、主査、主任主事及び主任技師を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部土地改良課副主幹兼土地改良第二係長、副主幹兼管理係長、副主幹、主査、主任主事及び主任技師を、現に産業経済部競輪局事業課長補佐を命ぜられている者は、創造都市推進局産業経済部競輪場事業課長補佐を、現に産業経済部競輪局事業課副主幹兼施設係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部競輪場事業課副主幹兼施設係長、主任主事及び主事を、現に産業経済部中央卸売市場業務課副主幹兼青果係長、副主幹兼花き係長、副主幹兼水産係長、副主幹、主査及び主任主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部中央卸売市場業務課副主幹兼青果係長、副主幹兼花き係長、副主幹兼水産係長、副主幹、主査及び主任主事を、現に都市整備部都市計画課土地地区画整理室長を命ぜられている者は、都市整備局都市計画課土地地区画整理室長を、現に都市整備部都市計画課工務係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局都市計画課工務係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に都市整備部道路課長補佐を命ぜられている者は、都市整備局道路課長補佐を、現に都市整備部道路課副主幹兼改良第二係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、都市整備局道路課副主幹兼改良第二係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に都市整備部河港課長補佐を命ぜられている者は、都市整備局河港課長補佐を、現に都市整備部河港課河川係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局河港課河川係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を、現に都市整備部まちなか再生課長を命ぜられている者は、都市整備局まちなか再生課長を、現に都市整備部まちなか再生課副主幹、計画係長、主査及び主任技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局まちなか再生課副主幹、計画係長、主査及び主任技師を、現に都市整備部建築指導課長、建築指導課主幹及び建築指導課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築指導課長、建築指導課主幹及び建築指導課長補佐を、現に都市整備部建築指導課副主幹兼建築審査第一係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築指導課副主幹兼建築審査第一係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を、現に都市整備部公園緑地課副主幹兼維持係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局公園緑地課副主幹兼維持係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に都市整備部建築課主幹建築課長補佐事務取扱及び建築課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築課主幹建築課長補佐事務取扱及び建築課長補佐を、現に都市整備部建築課主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築課主査、主任技師及び技師を、現に都市整備部住宅課長補佐を命ぜられている者は、都市整備局住宅課長補佐を、現に都市整備部住宅課副主幹兼管理第一係長、建築営繕係長、主査、主任主事、主任技師、主事及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局住宅課副主幹兼管理第一係長、建築営繕係長、主査、主任主事、主任技師、主事及び技師を命ぜられたものとする。

附 則(平成25年12月25日規則第52号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第17号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、様式第1号の3から様式第5号までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月9日規則第30号)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 改正前の様式第2号及び様式第3号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

別表(第3条関係)

	品目	手数料額
--	----	------

1	お	オルガン	2,040円
		温水器	
	か	介護用ベッド枠	
	そ	ソファ(スプリング入りで、2人掛け用以上のもの)	
		ソファベッド(スプリング入りのもの)	
	て	電子ピアノ	
		電動式車いす	
	に	二段ベッド	
	ほ	ボイラー	
	ま	マットレス(スプリング入りのもの)	
も	物置(建坪が1坪以下で、解体されたもの)		
よ	浴槽		
2	し	自動車用タイヤ(内径が16インチを超えるもの)	1,530円
3	お	オープン(20キログラムを超えるもの)	1,020円
		温風機(20キログラムを超えるもの)	
	か	カーペット(これに類するものを含む。)(8畳を超えるもの)	
		学習机	
	き	鏡台(1メートル×1メートルを超えるもの)	
		金属製扉	
	け	げた箱(1メートル×1メートルを超えるもの)	
		健康増進関連機器(20キログラムを超えるもの)	
	さ	サイドボード(1メートル×1メートルを超えるもの)	
		座卓	
	し	自動車用タイヤ(内径が16インチ以下のもの)	
		食卓(1メートル×1メートルを超えるもの)	
		食器棚(1メートル×1メートルを超えるもの)	
	す	スチール机	
ステレオセット			
せ	洗面化粧台		
そ	ソファ(スプリング入りで、1人掛け用のもの)		
	ソファ(スプリング無しで、2人掛け用以上のもの)		



		ソファベッド(スプリング無しのもの)	
た		畳(1畳)	
		柵(1メートル×1メートルを超えるもの)	
		たんす(1メートル×1メートルを超えるもの)	
		ダンベル(20キログラムを超えるもの)	
て		テーブル(1メートル×1メートルを超えるもの)	
		電子レンジ(20キログラムを超えるもの)	
		電動式自転車	
な		流し台(幅1メートルを超えるもの)	
は		パイプベッド	
		バッテリー(乗用車又は自動二輪車用のもの)	
ふ		風呂釜	
へ		ベッド枠	
ほ		本箱(1メートル×1メートルを超えるもの)	
ま		マッサージ器(いす式のもの)	
み		ミシン(足踏み式のもの)	
れ		冷風機(20キログラムを超えるもの)	
		レンジ台(米びつ付きのもの)	
4	あ	アイロン台	510円
		アコーディオンカーテン	
		編み機	
		網戸(2枚)	
	い	衣装ケース	
		いす	
		板くず(角材を含む。)(3袋)	
		犬小屋(1メートル×1メートル以下のもの)	
	お	オーディオラック	
		オーブン(20キログラム以下のもの)	
		落ち葉(枯れ草を含む。)(3袋)	
		温風機(20キログラム以下のもの)	
	か	カーペット(これに類するものを含む。)(8畳以下のもの)	
		角材(板くずを含む。)(3袋)	
		ガラス(3袋)	
		枯れ葉(落ち葉を含む。)(3袋)	
		瓦(3袋)	
		脚立	
	き		

	鏡台(1メートル×1メートル以下のもの)
く	草刈り機(家庭用)
け	げた箱(1メートル×1メートル以下のもの)
	健康増進関連機器(20キログラム以下のもの)
こ	小石(土又は砂を含む。)(3袋)
	こたつ
	碁盤
	米びつ
さ	座いす
	サイドボード(1メートル×1メートル以下のもの)
	座机
	サッシ(2枚)
	座布団(5枚)
し	自転車
	将棋盤
	障子(2枚)
	条例第12条第1項の家庭系一般廃棄物(ちゅうかい 厨芥類を除く。)(3袋)
	食卓(1メートル×1メートル以下のもの)
	食器棚(1メートル×1メートル以下のもの)
す	スキー板
	すだれ
	砂(土又は小石を含む。)(3袋)
	スノーボード
	炭(3袋)
せ	石油ストーブ
	石油ファンヒーター
	せん 剪定ごみ(3束)
	扇風機
	洗面台(化粧台無しのもの)
そ	ソファ(スプリング無しで、1人掛け用のもの)
た	畳(0.5畳)
	棚(1メートル×1メートル以下のもの)
	たんす(1メートル×1メートル以下のもの)
	ダンベル(20キログラム以下のもの)

ち	チャイルドシート
つ	土(砂又は小石を含む。)(3袋)
て	テーブル(1メートル×1メートル以下のもの)
	鉄あれい
	テレビ台
	電気カーペット
	電子レンジ(20キログラム以下のもの)
と	トタン板(波板を含み、各辺1メートル以下のもの)(3枚)
な	流し台(幅1メートル以下のもの)
	波板(トタン板を含み、各辺1メートル以下のもの)(3枚)
は	灰(3袋)
	パソコンラック
	肌布団(布団又は毛布を含む。)(6枚(布団は1枚を肌布団2枚として換算))
	ハンガースタンド
ふ	ふすま(2枚)
	布団(毛布又は肌布団を含む。)(3枚(毛布又は肌布団は2枚を布団1枚として換算))
	ブラインド
	ブロック(5個)
へ	ベビーカー
	ベビーベッド枠
ほ	ボーリングのボール
	本箱(1メートル×1メートル以下のもの)
ま	マットレス(スプリング無しで、厚手のもの)
	マットレス(スプリング無しで、薄手のもの)(3枚)
み	ミシン(足踏み式以外のもの)
も	毛布(布団又は肌布団を含む。)(6枚(布団は1枚を毛布2枚として換算))
	木製扉(2枚)
	木製の簡易な3段ボックス又はこれに類するもの
	木製の簡易な机又はこれに類するもの
	物干しざお(3本)
	物干しスタンド
	物干し台
よ	よしず

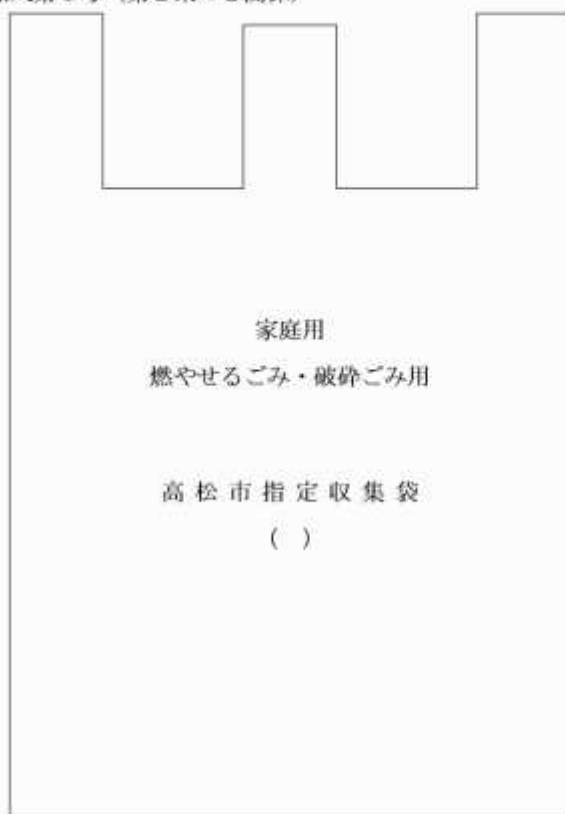
れ	冷風機(20キログラム以下のもの)
	れんが(10個)
	レンジ台(米びつ無しのもの)
ろ	ロールカーテン
わ	ワゴン

## 備考

- 1 手数料額は、1品目につき1個当たりの額とする。ただし、括弧内に数量を定めているものについては、その数量当たりの額とする。
- 2 括弧内の数量の単位に係る規格は、条例第7条第1項に規定する実施計画の定めるところによるものとする。
- 3 「1メートル×1メートルを超えるもの」とは幅、高さ及び奥行きの各寸法のうち2以上が1メートルを超えるものをいい、「1メートル×1メートル以下のもの」とは、当該各寸法のうち2以上が1メートル以下のものをいう。
- 4 この表に掲げる品目以外の家庭系一般廃棄物については、当該家庭系一般廃棄物の特性、その収集、運搬又は処分に要する費用等を勘案して、この表の手数料額の区分ごとに、市長が別にその品目を定める。

様式第1号(第2条の2関係)

様式第1号 (第2条の2関係)

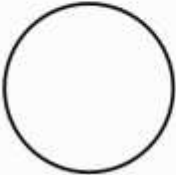


## 備考

- 1 括弧内には、「大」、「中」、「小」、「特小」又は「超特小」の文字を記載する。
- 2 材質はポリエチレンとし、地色は半透明による乳白色とする。
- 3 余白には、家庭系一般廃棄物の排出方法等に関する記載をすることができる。

様式第1号の2 (第3条の2関係)

様式第1号の2 (第3条の2関係)

<p>臨時・粗大ごみ処理シール</p> <p>&lt;領収書&gt;</p> <p>円</p> <p>様</p> <p>上記金額を領収しました。</p> <p>年 月 日</p>  <p>高松市</p>	<p>高松市</p> <p>臨時・粗大ごみ処理シール</p> <p>円</p> <p>一度はり付けると、再使用できません。</p> <p>受付番号</p>
--	---

様式第1号の3 (第4条関係)

様式第1号の3 (第4条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住 所  
氏 名

高松市一般廃棄物処理手数料減免申請書

一般廃棄物処理手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

減 免 額	円を 円に減額・免除
理 由	

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

## 高松市一般廃棄物収集運搬業許可申請書

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業所の所在地	
取り扱う一般廃棄物の種類	
事業の用に供する車両、器材等の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合は、当該施設の所在地及び施設の概要	
関係書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書及び作業計画書</li> <li>2 申請者が個人の場合は、住民票の写し及び市税の滞納がないことを証する書面</li> <li>3 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書及び市税の滞納がないことを証する書面</li> <li>4 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した誓約書</li> <li>5 申請者が個人の場合は、資産に関する調書</li> <li>6 申請者が法人の場合は、貸借対照表及び損益計算書</li> <li>7 当該業務に従事する従業員の名簿</li> <li>8 当該業務の用に供する施設の見取図、車両及び器材等に関する調書</li> <li>9 その他市長が指示する書類、図面等</li> </ol>

備考 申請者が個人の場合は、記名押印に代えて署名することができます。

様式第3号(第5条関係)



## 様式第3号(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

## 高松市一般廃棄物処分業許可申請書

一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業所の所在地	
取り扱う一般廃棄物の種類及び処分の方法	
事業の用に供する処理施設の種類、設置場所及び処理能力	
処理施設の処理方式、構造及び設備の概要	
関係書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書及び作業計画書</li> <li>2 申請者が個人の場合は、住民票の写し及び市税の滞納がないことを証する書面</li> <li>3 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書及び市税の滞納がないことを証する書面</li> <li>4 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した誓約書</li> <li>5 申請者が個人の場合は、資産に関する調書</li> <li>6 申請者が法人の場合は、貸借対照表及び損益計算書</li> <li>7 当該業務に従事する従業員の名簿</li> <li>8 当該業務の用に供する施設の見取図、構造図及び処理設備に関する調書</li> <li>9 その他市長が指示する書類、図面等</li> </ol>

備考 申請者が個人の場合は、記名押印に代えて署名することができます。

様式第4号(第5条関係)

## 様式第4号(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住 所

氏 名 印

(法人にあつては名称  
及び代表者氏名)

## 高松市浄化槽清掃業許可申請書

浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業所の所在地	
事業の用に供する清掃器材等の種類及び数量	
汚泥の処分方法	
関係書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書及び作業計画書</li> <li>2 申請者が個人の場合は、住民票の写し及び市税の滞納がないことを証する書面</li> <li>3 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書及び市税の滞納がないことを証する書面</li> <li>4 申請者が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した誓約書</li> <li>5 申請者が個人の場合は、資産に関する調査書</li> <li>6 申請者が法人の場合は、貸借対照表及び損益計算書</li> <li>7 申請者が、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条第4号に該当する旨を記載した書類</li> <li>8 当該業務に従事する従業員の名簿</li> <li>9 当該業務の用に供する施設の見取図、車両及び機材等に関する調査書</li> <li>10 業務経歴書</li> <li>11 その他市長が指示する書類</li> </ol>

備考 申請者が個人の場合は、記名押印に代えて署名することができます。

様式第5号(第5条関係)

## 様式第5号(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 許可番号 高松市許可 第 号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称  
及び代表者氏名)

## 高松市一般廃棄物処理事業範囲変更許可申請書

許可に係る一般廃棄物<sup>収集運搬業</sup>の事業範囲を変更したいので、次のとおり関係書類  
処 分 業

を添えて申請します。

変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		
関 係 書 類	1 業務許可書 2 変更に関する関係書類 3 その他市長が指示する書類	

備考 申請者が個人の場合は、記名押印に代えて署名することができます。

様式第6号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

高松市指令 第 号

様

高松市一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを次のとおり許可します。

年 月 日

高 松 市 長

許 可 番 号	高 松 市 許 可 第 号
許 可 期 限	年 月 日から 年 月 日まで
一般廃棄物の種類	
区 域	
その他の条件	

様式第7号(第7条関係)

様式第7号(第7条関係)

高松市指令 第 号

様

高松市一般廃棄物処分業許可書

一般廃棄物処分業を行うことを次のとおり許可します。

年 月 日

高 松 市 長

許 可 番 号	高 松 市 許 可 第 号
許 可 期 限	年 月 日から 年 月 日まで
一般廃棄物の種類	
処 分 の 方 法	
そ の 他 の 条 件	

様式第8号(第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

高松市指令 第 号

様

高松市浄化槽清掃業許可書

浄化槽清掃業を行うことを次のとおり許可します。

年 月 日

高 松 市 長

許 可 番 号	高 松 市 許 可 第 号
許 可 期 限	年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号(第7条関係)

様式第9号(第7条関係)

高松市指令 第 号

様

高松市一般廃棄物処理事業範囲変更許可書

一般廃棄物 収集運搬業 処分業 の業務範囲の変更について、次のとおり許可します。

年 月 日

高松市長

事業範囲変更内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
許 可 条 件		

様式第10号(第18条関係)

様式第10号（第18条関係）

(表)

No. _____	8センチメートル
清 掃 業 務 指 導 員 証	
所 属 _____	
職氏名 _____	
年 月 日生	
上記の者は、清掃業務指導員であることを証明します。	
年 月 日	6センチメートル
高 松 市 長	

(裏)

高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例 施行規則（抜粋）
（清掃業務指導員）
<b>第18条</b> 市長は、業者の指導及び検査並びに一般廃棄物の分別、排出等の指導を行うため、清掃業務指導員を置く。
2 清掃業務指導員は、市職員のうちから市長が任命する。
3 清掃業務指導員は、その職務に従事するときは、常に清掃業務指導員証（様式第10号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。